

有害鳥獣対策の推進を求める意見書

有害鳥獣については、これまで対策を講じてきているが、地球温暖化による生息環境の変化、高齢化による狩猟者数の減少などにより、有害鳥獣の数は増加し、農作物に対する被害は200億円程度で推移しており、有害鳥獣による被害により国内農業従事者が事業を継続する上において深刻な事態を招いている。また、熊などの大型動物によって人が危害を加えられる事件なども発生している。

財産のみならず身体及び生命を守るために、生態系に配慮しながら、有害鳥獣を一定数駆除する必要があると考えられるものの、捕獲後の処理にかかる負担の大きさや駆除そのものが追い付かないなど、様々な課題により、有害鳥獣の個体数削減に至っていないのが現状である。

よって、国においては、有害鳥獣駆除の促進や負担軽減、処分後の利活用及び地域資源への転化など、有害鳥獣対策の推進について、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 有害鳥獣被害を低減させるため、そして住民の命を守るためにも、被害対策の中核となるコーディネーターを育成するとともに、鳥獣被害対策実施隊などの必要な数の狩猟者を確保するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の改正など、更なる措置を講ずること。
- 2 電気柵などの侵入防止施設における安全確保の徹底を図ること。
- 3 有害鳥獣の行動様式を的確に把握し、個体数を管理するため、ICTの積極的な活用を推進すること。
- 4 広域で利用できる有害鳥獣向け食肉処理施設を、国内各地域に整備すること。
- 5 ジビエとして積極的に活用し、6次産業化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月13日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣
あて

福島県議会議長 杉山純一